消費者被害注意報 No.2 2

相談事例

《相談の内容》

60代の女性からの相談。友人に「こづかい稼ぎになるいい話がある。」と誘われてセ ミナーに参加した。体に良いという浄水器を購入すれば組織のメンバーになり 商品を販売する権利が与えられ、**収入につなかる**という。メンバーになるためには 浄水器を3台購入する必要があったので購入したが、なかなか浄水器を**買ってくれる** 人が見つからないので、3台分を解約したい。

「簡単に儲かる」と誘って、浄水器を購入させる 悪質なマルチ商法!

≪対応の内容≫

商品などを買って販売組織に加入し、友人・知人を勧誘して会員を増やしていくと利益 が得られるという商法を連鎖販売取引(マルチ商法、ネットワークビジネス)といいます。 実際には、会員を増やすことは容易ではなく、商品購入の勧誘をしたために友人・知人と の人間関係が気まずくなることもあります。

この取引では、法律に定められた内容が記載された契約書面の交付やクーリングオフなど の法規定があります。本事例では、この契約書面に不備があったため、業者が未開封の浄水 器3台分の解約を認めましたが、商品などを購入する際には十分注意しましょう。

身守りのポイント

高齢者は退職後の収入減にくわえ、年金に対する不安などもあり、こづかい になるなら・・・と副収入を求める人がいます。

「簡単に儲かる」話などありません。うまい話には裏があると考え、注意しま しょう。

お気軽に消費生活センターにご相談ください。

相談専用電話 043-207-3000

〈連絡・問い合わせ先〉 千葉市消費生活センター 中央区弁天1-25-1 電話 043-207-3602 FAX 043-207-3111